

# 平成18年度高齢者虐待の状況の集計結果について

平成19年6月19日

高齢者支援室

## 1 趣旨

高齢者虐待の状況を把握し、今後の虐待予防策に反映させるため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1 施行）」（以下「法」という。）第25条に基づき、18年度の状況の取りまとめを行った。

## 2 集計の概要

区 分	内 容
対 象 者	県内在住の65歳以上の高齢者
対 象 期 間	平成18年4月～平成19年3月
集 計 方 法	施設内虐待、家庭内虐待の区分ごとに、市町からの報告に基づき、県全体を集計。
市町からの報告の内容	○ 市町が施設等への事実確認、指導等を行った施設内虐待の件数 ○ 市町及び地域包括支援センターが通報・届出を受けて相談・指導・助言、事実確認、養護者への支援を行った家庭内虐待の件数

## 3 集計結果の概要（詳細は「別紙」参照）

### (1) 施設内虐待

- ① 件 数…2件
- ② 概 要…虐待のあった施設は特別養護老人ホームで、虐待の内容はすべて身体的虐待である。
- ③ 市町の対応…事実確認を行い、施設及び従事者に対し指導を行った結果、事案は改善されている。

### (2) 家庭内虐待

- ① 件 数…351件
- ② 概 要…虐待を受けた人は、女性が81%、年齢は75歳以上が74%、また、認知症を有している方が59%、虐待の内容は身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待の順である。また、虐待をした人は、息子、配偶者、娘の順となっている。
- ③ 市町の対応…虐待の事実確認を行うとともに、関係機関への連絡や家族調整等を行った結果、約7割の高齢者が介護保険サービス等の利用を受け、状況が改善されている。  
また、4割の高齢者に対してケース会議を開催し、関係機関等が連携して虐待防止への取り組みを行うとともに虐待を行った人への支援体制を確保するなど、虐待の再発防止に向けた取り組みを行った。

## 4 県の今後の取り組み

- 高齢者虐待は、虐待者と被虐待者の人間関係など様々な要因が関連して発生し、また、複雑な背景がある場合が多いことから、関係機関と連携し、双方への支援を行うことが重要である。
- 高齢者虐待の状況の取りまとめの結果を踏まえ、高齢者虐待の未然防止、早期発見及び虐待発生時の適切な対応を図るため、次の取組みを総合的に推進する。
  - (1) 法の趣旨等の定着を図るため、県民・市町・事業所等への普及啓発を推進する。
  - (2) 市町職員等及び施設内虐待の未然防止のために施設職員等を対象にした研修等を体系的に実施する。
  - (3) 虐待被害者に認知症高齢者が多いことから、認知症介護の専門相談を実施し、また、身近で介護相談ができる認知症介護アドバイザーの養成を行う。
  - (4) 経済的虐待については、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を行うとともに、経済的な理由により利用できない人に対しては、市町における公的支援制度の利用を促進する。

施設内の高齢者虐待の集計結果（公表義務あり）

虐待と確認できた件数 2件  
（相談・通報・届出件数 9件）

<虐待を受けた人の状況>

性別	男性	0人
	女性	2人
年齢階層	75～84歳	1人
	85～94歳	1人
要介護度	要介護4	1人
	要介護5	1人
心身の状況	認知症, パーキンソン病	

<虐待の内容>

身体的虐待	2件
心理的虐待	0件
世話の放棄・放任(ネグレクト)	0件
性的虐待	0件
経済的虐待	0件

<虐待をした人の状況>

虐待があった施設等	特別養護老人ホーム	1件
虐待をした人	短期入所生活介護	1件
	介護職員	2人

<市町がとった措置>

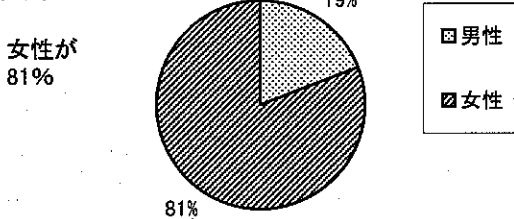
事実確認	2件
施設等に対する指導	2件
施設等からの改善計画の提出依頼	2件
虐待を行った従事者への注意・指導	2件

家庭内の高齢者虐待の集計結果（公表義務なし）

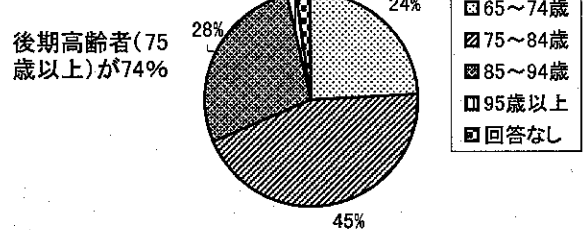
虐待と確認できた件数 351件  
（相談・通報・届出のべ件数 1,579件）

<虐待を受けた人の状況>

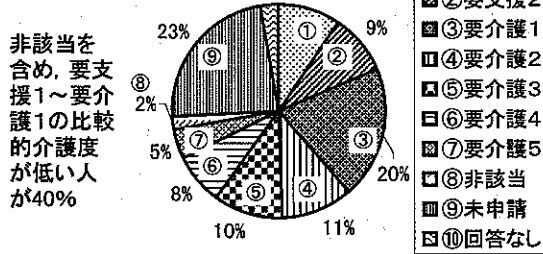
○性別



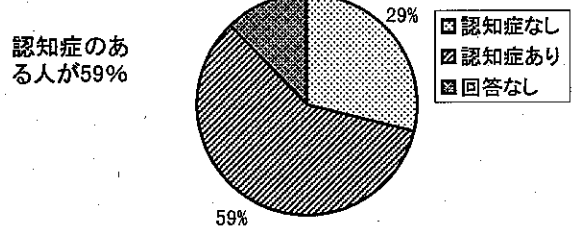
○年齢階層



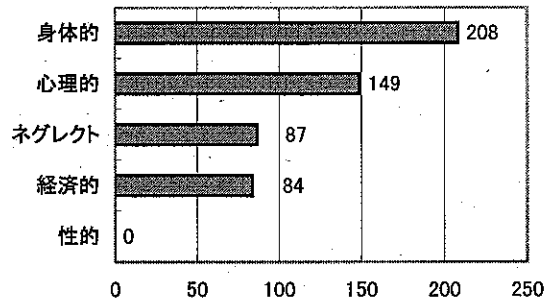
○要介護度



○認知症の有無

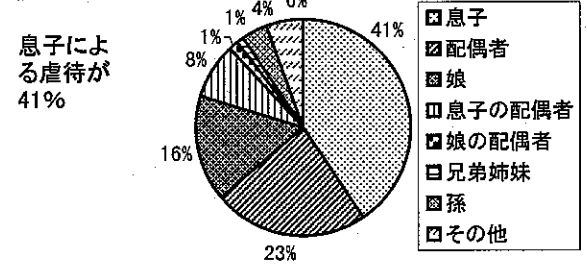


<虐待の内容>（重複あり）



<虐待をした人の状況>

○続柄



<市町・地域包括支援センターがとった措置>（重複あり）

